

用地調査等共通仕様書（平成元年3月22日付け農建第234号農政部長通知）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(提出書類)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(新設)</p> <p>(安全等の確保)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の</p>	<p>(提出書類)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図るよう努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、情報を交換・共有するにあたって、情報共有システムを活用する場合は、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（令和6年8月30日付け農計350号岩手県農林水産部農村計画課総括課長通知）（URL「<a href="https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html">https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouou/nouson/gijutsujouhou/1077305.html</a>」）に基づくものとする。</u></p> <p>(安全等の確保)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の</p>

使用は禁止すること。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めること。

(新設)

6～8 [略]

(保険加入の義務)

第 38 条 [略]

(新設)

(新設)

使用を禁止しなければならない。

(3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(4) 受注者は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努めなければならない。

6～8 [略]

(保険加入の義務)

第 38 条 [略]

2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

(環境負荷低減への取組)

第 39 条 受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、環境関係法令を遵守するとともに、以下の取組に努めるものとする。

(1) オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)

(2) プラスチック等の廃棄物の削減及び資源の再利用

(3) 環境負荷低減に配慮したものの調達

第 39 条～第 49 条 [略]

(補償額算定調書に計上する数値)

第 50 条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第 47 条による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第 48 条第 3 項で算出した数値とする。
- (2) [略]

第 51 条～第 55 条 [略]

(権利者の確認調査)

第 56 条 受注者は、第 54 条及び前条に規定する調査に基づき、関係土地等の権利者について所管市役所又は町村役場（以下「市役所等」という。）の戸籍簿及び法務局が管轄する法人登記簿等により、次の各号に掲げる事項を調査し、権利者調査表（様式第 11 号の 1 及び様式第 11 号の 2）に記入しなければならない。

- (1) ～ (2) [略]

(4) 生物多様性に配慮した事業実施

(5) みどりの食料システム戦略の理解及び環境配慮の取組方針の策定や研修の実施

第 40 条～第 50 条 [略]

(補償額算定調書に計上する数値)

第 51 条 補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第 48 条による計測値を基に算出した数値とする。

- (1) 建物の延べ床面積は、第 49 条第 3 項で算出した数値とする。
- (2) [略]

第 52 条～第 56 条 [略]

(権利者の確認調査)

第 57 条 受注者は、第 55 条及び前条に規定する調査に基づき、関係土地等の権利者について所管市役所又は町村役場（以下「市役所等」という。）の戸籍簿及び法務局が管轄する法人登記簿等により、次の各号に掲げる事項を調査し、権利者調査表（様式第 11 号の 1 及び様式第 11 号の 2）に記入しなければならない。

- (1) ～ (2) [略]

2～5 [略]

第57条・第58条 [略]

(転写連続地図の作成)

第59条 受注者は、転写した地図の各葉を複写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。)を作成し、次の事項を記入しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 第54条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) [略]

(調査書の作成)

第60条 第54条から第56条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第9号の1、第9号の2)、建物の登記記録調査表(様式第10号の1、第10号の2)及び権利者調査表(様式第11号の1、第11号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2 [略]

3 墓地管理者等の調査表は、第57条の調査結果を基に改装等要領により作成するものとする。

4 土地利用履歴等の調査表は、第58条の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。

2～5 [略]

第58条・第59条 [略]

(転写連続地図の作成)

第60条 受注者は、転写した地図の各葉を複写して連続させた地図(以下「転写連続図」という。)を作成し、次の事項を記入しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 第55条第3号で調査した登記名義人の氏名等
- (3) [略]

(調査書の作成)

第61条 第55条から第57条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表(様式第9号の1、第9号の2)、建物の登記記録調査表(様式第10号の1、第10号の2)及び権利者調査表(様式第11号の1、第11号の2)に所定の事項を記載するものとする。

2 [略]

3 墓地管理者等の調査表は、第58条の調査結果を基に改装等要領により作成するものとする。

4 土地利用履歴等の調査表は、第59条の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。

[第 61 条](#) [略]

(資料の作成及び立会い)

[第 62 条](#) [略]

2 [略]

3 前条の打合せの結果、[第 59 条](#)により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって部局等の長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から[第 66 条第 2 項](#)に準じた同意を得るものとする。

[第 63 条](#) [略]

(立会い準備)

[第 64 条](#) 受注者は、調査区域内の私有地で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を[第 54 条から第 57 条](#)までの調査結果を基に作成しなければならない。

2 [略]

[第 65 条～第 71 条](#) [略]

[第 62 条](#) [略]

(資料の作成及び立会い)

[第 63 条](#) [略]

2 [略]

3 前条の打合せの結果、[第 60 条](#)により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって部局等の長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から[第 67 条第 2 項](#)に準じた同意を得るものとする。

[第 64 条](#) [略]

(立会い準備)

[第 65 条](#) 受注者は、調査区域内の私有地で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を[第 55 条から第 58 条](#)までの調査結果を基に作成しなければならない。

2 [略]

[第 66 条～第 72 条](#) [略]

(新設)

第 72 条～第 93 条 [略]

(木造特殊建物)

第 94 条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第 82 条の調査結果を基に作成するものとする。

2～3 [略]

(非木造建物)

第 95 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 83 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 83 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第 96 条 機械設備の図面及び調査書は、第 84 条の調査結果を基に

(区分地上権設定範囲図の作成)

第 73 条 区分地上権設定範囲図の作成は、区分地上権設定図(用地平面図)と縦断図等を合成した図面を作成し、区分地上権設定の対象となる土地ごとに区分地上権設定範囲(上下範囲)及び土地の利用が妨げられる程度を算出するほか、監督職員が指示する事項を記入するものとする。

第 74 条～第 95 条 [略]

(木造特殊建物)

第 96 条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第 84 条の調査結果を基に作成するものとする。

2～3 [略]

(非木造建物)

第 97 条 非木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、第 85 条第 1 項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔Ⅱ〕の図面及び調査書は、第 85 条第 2 項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

(機械設備)

第 98 条 機械設備の図面及び調査書は、第 86 条の調査結果を基に

<p>機械設備要領により作成するものとする。</p> <p>(生産設備)</p> <p><b>第 97 条</b> 生産設備の図面及び調査書は、<b>第 85 条</b>の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(附帯工作物)</p> <p><b>第 98 条</b> 附帯工作物の図面及び調査書は、<b>第 86 条</b>の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。</p> <p>(庭園)</p> <p><b>第 99 条</b> 庭園の調査書は、<b>第 87 条</b>の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。</p> <p>(墳墓)</p> <p><b>第 100 条</b> 墳墓の図面及び調査書は、<b>第 88 条</b>の調査結果を基に改等要領により作成するものとする。</p> <p>(立竹木等)</p> <p><b>第 101 条</b> 立竹木等の図面及び調査書は、<b>第 89 条</b>調査結果を基に</p>	<p>機械設備要領により作成するものとする。</p> <p>(生産設備)</p> <p><b>第 99 条</b> 生産設備の図面及び調査書は、<b>第 87 条</b>の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p>(附帯工作物)</p> <p><b>第 100 条</b> 附帯工作物の図面及び調査書は、<b>第 88 条</b>の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。</p> <p>(庭園)</p> <p><b>第 101 条</b> 庭園の調査書は、<b>第 89 条</b>の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。</p> <p>(墳墓)</p> <p><b>第 102 条</b> 墳墓の図面及び調査書は、<b>第 90 条</b>の調査結果を基に改等要領により作成するものとする。</p> <p>(立竹木等)</p> <p><b>第 103 条</b> 立竹木等の図面及び調査書は、<b>第 91 条</b>調査結果を基に</p>
--	--

<p>立竹木要領により作成するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(石綿)</p> <p><b>第102条</b> 石綿の図面及び調査書は、<b>第90条</b>の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。</p> <p>(移転先の検討)</p> <p><b>第103条</b> [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、<b>第91条</b>で定める図面に対象となるものを明示するものとする。</p> <p>(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)</p> <p><b>第104条</b> 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、<b>第92条</b>の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(木造建物)</p>	<p>立竹木要領により作成するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(石綿)</p> <p><b>第104条</b> 石綿の図面及び調査書は、<b>第92条</b>の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。</p> <p>(移転先の検討)</p> <p><b>第105条</b> [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～3 [略]</p> <p>4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、<b>第93条</b>で定める図面に対象となるものを明示するものとする。</p> <p>(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)</p> <p><b>第106条</b> 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、<b>第94条</b>の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。</p> <p>(木造建物)</p>
---	---

**第105条** 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第93条**で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 [略]

(木造特殊建物)

**第106条** 木造特殊建物の移転料を推定建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第94条**で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 [略]

(非木造建物)

**第107条** 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第95条**で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、

**第107条** 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第95条**で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定建築費を積算するものとする。

なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 [略]

(木造特殊建物)

**第108条** 木造特殊建物の移転料を推定建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第96条**で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。

なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。

2 [略]

(非木造建物)

**第109条** 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに**第97条**で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

なお、非木造建物〔Ⅱ〕の推定再建築費の積算に当たっては、

非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 [略]

(照応建物の詳細設計)

第108条 第103条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第103条第1項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第103条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

(1) ~ (2) [略]

(機械設備)

第109条 機械設備の補償額の算定は、第96条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第110条 生産設備の補償額の算定は、第97条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 [略]

非木造建物要領第3条第3項に定めるところによるものとする。

2 [略]

(照応建物の詳細設計)

第110条 第105条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第105条第1項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。

2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第105条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

(1) ~ (2) [略]

(機械設備)

第111条 機械設備の補償額の算定は、第98条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

(生産設備)

第112条 生産設備の補償額の算定は、第99条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 [略]

(附帯工作物)

[第111条](#) 附帯工作物の補償額の算定は、[第98条](#)で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

[第112条](#) 庭園の補償額の算定は、[第99条](#)で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳墓)

[第113条](#) 墳墓の補償額の算定は、[第100条](#)で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等要領により行うものとする。

(立竹木等)

[第114条](#) 立竹木等の補償額の算定は、[第101条](#)で作成した資料を基に当該立竹木等の移植の可否及び適否について検討した上で、改葬等要領により行うものとする。

[第115条～第118条](#) [略]

(調査書の作成)

[第119条](#) 営業に関する調査書は、[第116条](#)の調査結果を基に営業

(附帯工作物)

[第113条](#) 附帯工作物の補償額の算定は、[第100条](#)で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

(庭園)

[第114条](#) 庭園の補償額の算定は、[第101条](#)で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

(墳墓)

[第115条](#) 墳墓の補償額の算定は、[第102条](#)で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、改葬等要領により行うものとする。

(立竹木等)

[第116条](#) 立竹木等の補償額の算定は、[第103条](#)で作成した資料を基に当該立竹木等の移植の可否及び適否について検討した上で、改葬等要領により行うものとする。

[第117条～第120条](#) [略]

(調査書の作成)

[第121条](#) 営業に関する調査書は、[第118条](#)の調査結果を基に営業

要領により作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、[第117条](#)の調査結果を基に居住者調査表（様式第21号）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

3 [略]

[第120条～第126条](#) [略]

（建物調査）

[第127条](#) 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、[第81条から第83条](#)に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2～3 [略]

（機械設備等調査）

[第128条](#) 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、[第125条及び第126条](#)の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等につい

要領により作成するものとする。

2 居住者等に関する調査書は、[第119条](#)の調査結果を基に居住者調査表（様式第21号）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

3 [略]

[第122条～第128条](#) [略]

（建物調査）

[第129条](#) 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、[第83条から第85条](#)に準ずる方法により行うものとする。この場合における建物調査は、間取平面、建築設備、構造概要、立面等、推定再建築費の概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概要調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2～3 [略]

（機械設備等調査）

[第130条](#) 予備調査に係る機械設備等（生産設備及び附帯工作物を含む。）の調査は、[第127条及び第128条](#)の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する機械設備等及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする機械設備等につい

て、[第 84 条から第 86 条](#)までに準ずる方法により行うものとする。  
この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概算調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2～3 [略]

(企業概要書)

[第 129 条](#) 企業内容等の調査書は、[第 125 条](#)の調査結果を基に企業概要書（様式第 24 号の 1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

[第 130 条](#) 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、[第 126 条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3) [略]

[第 131 条](#) [略]

(移転計画案の作成)

[第 132 条](#) 予備調査に係る工場等の移転計画案は、[第 125 条から第 128 条](#)の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3 案を

て、[第 86 条から第 88 条](#)までに準ずる方法により行うものとする。  
この場合における機械設備等調査は、配置、機械名（種類）、規格等、概算額の積算並びに移転計画の作成に必要な概算調査及び概算補償額の算定を行うものとする。

2～3 [略]

(企業概要書)

[第 131 条](#) 企業内容等の調査書は、[第 127 条](#)の調査結果を基に企業概要書（様式第 24 号の 1）を用いて、作成するものとする。

(配置図)

[第 132 条](#) 予備調査に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、[第 128 条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3) [略]

[第 133 条](#) [略]

(移転計画案の作成)

[第 134 条](#) 予備調査に係る工場等の移転計画案は、[第 127 条から第 130 条まで](#)の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で 2 又は 3

<p>作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(補償概算額の算定)</p> <p><b>第133条</b> 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、<b>第129条から前条</b>までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p><b>第134条</b> [略]</p> <p>(企業内容等の調査)</p> <p><b>第135条</b> 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、<b>第129条</b>の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p><b>第136条</b> 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項</p>	<p>案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(補償概算額の算定)</p> <p><b>第135条</b> 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、<b>第131条から前条</b>までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。</p> <p><b>第136条</b> [略]</p> <p>(企業内容等の調査)</p> <p><b>第137条</b> 大規模工場等の企業内容等の調査は、移転工法案の検討に当たって重要な要素となる事項で、主として次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、<b>第131条</b>の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(敷地使用実態の調査)</p> <p><b>第138条</b> 大規模工場等の敷地の使用実態の調査は、移転工法の検討に当たって重要となる事項で、主として次の各号に掲げる事項</p>
--	--

について行うものとする。ただし、[第126条](#)の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(7) [略]

(企業概要書)

[第137条](#) 企業内容等の調査書は、[第135条](#)の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

[第137条の2](#) 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、[第136条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3) [略]

(移転工法案の作成)

[第138条](#) 大規模工場等の移転工法案は、[第79条から第87条](#)まで、[第89条](#)、[第135条](#)及び[第136条](#)の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

について行うものとする。ただし、[第128条](#)の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(7) [略]

(企業概要書)

[第139条](#) 企業内容等の調査書は、[第137条](#)の調査結果を基に企業概要書(様式第24号の1)を用いて、作成するものとする。

(配置図)

[第139条の2](#) 移転工法案の検討に係る大規模工場等の配置図は、当該大規模工場等の敷地の移転工法案の検討の対象とした範囲について、[第138条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該大規模工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3) [略]

(移転工法案の作成)

[第140条](#) 大規模工場等の移転工法案は、[第81条から第89条](#)まで、[第91条](#)、[第137条](#)及び[第138条](#)の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

<p>(1) ~ (7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第 139 条~第 144 条</u> [略]</p> <p>(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)</p> <p><u>第 145 条</u> 標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に<u>第 142 条</u>に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。</p> <p>2 ~ 3 [略]</p> <p><u>第 146 条</u> [略]</p> <p>(補償説明)</p> <p><u>第 147 条</u> 補償説明とは、<u>権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明</u>を行うことをいう。</p>	<p>(1) ~ (7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第 141 条~第 146 条</u> [略]</p> <p>(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)</p> <p><u>第 147 条</u> 標準地の評価は、前 2 条で作成した資料を基に<u>第 144 条</u>に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。</p> <p>2 ~ 3 [略]</p> <p><u>第 148 条</u> [略]</p> <p>(補償説明)</p> <p><u>第 149 条</u> 補償説明とは、<u>土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償を行う場合において、当該補償の方針、用地交渉の方法、その他当該土地等の取得等に関し協力を得るために必要と認められる事項の説明</u>を行うことをいう。<u>ただし、補償説明には、土地調書（様式第 14 号）及び物件調書（様式第 29 号）並びに用地事務取扱要領（昭和 63 年 3 月 7 日付農建第 963 号岩手県農政部長通知）第 31 条により作成する契約書の説明等の各権利者に関する個別事項の説明は含まないものとする。</u></p>
---	--

(概況ヒアリング等)

**第148条** 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

**第149条** 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容について監督職員と協議するものとする。

- (1) 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者ごとの補償内容等の整理
- (3) 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

**第150条** 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- (1) 2名以上の者を一組として権利者と面接すること

(概況ヒアリング等)

**第150条** 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から、当該事業の計画概要、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、権利者ごとの補償内容、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に補償説明の対象となる権利者等に対し、面接等により補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

**第151条** 権利者等に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- (1) 当該区域全体及び権利者等ごとの処理方針の検討
- (2) 権利者等ごとの補償説明に係る事項の整理
- (3) 権利者等に対する説明用資料の作成

(権利者等に対する説明)

**第152条** 権利者等に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- (1) 権利者等との面接は、2名以上の者を一組として行うこと。

(2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 151 条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式 25 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 152 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等の全てについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。

(2) 権利者等と面接等を行うときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。

2 権利者等に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償説明の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第 153 条 受注者は、権利者等と面接等により説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者等の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 25 号）に記載するものとする。

(説明後の措置)

第 154 条 受注者は、補償説明の現状及び権利者等ごとの経過を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者等に係る補償説明の全てについて権利者等の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者等が説明を受け付けない、又は当該事業計画、補償説明若しくはその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第153条～第156条 [略]

(費用負担の説明)

第157条 費用負担の説明とは、県営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第158条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者等と面接し、費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第159条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容について監督職員と協議するものとする。

第155条～第158条 [略]

(費用負担の説明)

第159条 費用負担の説明とは、県営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング等)

第160条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督職員から、当該事業の計画概要、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、権利者ごとの費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、概況を把握するものとする。

2 受注者は、現地踏査及び概況ヒアリングを行った後に費用負担の説明の対象となる権利者等に対し、面接等により費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第161条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、監督職員の指示により、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

<p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(権利者に対する説明)</p> <p><u>第 160 条</u> 権利者に対する説明は、次の各号に<u>より行うものとする。</u></p> <p>一</p> <p>(1) 2名以上の者を一組として<u>権利者と面接すること。</u></p> <p>[略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p><u>第 161 条</u> 受注者は、権利者と<u>面接し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式 25 号）に記載するものとする。</p> <p><u>第 162 条～第 171 条</u> [略]</p> <p>(相談用資料の添付図面の作成方法)</p> <p><u>第 172 条</u> 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、<u>第 171 条</u>の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件全てに該当するように</p>	<p>る。</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(権利者に対する説明)</p> <p><u>第 162 条</u> 権利者に対する説明は、<u>監督職員の指示により、</u>次の各号に<u>掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>権利者との面接は、</u>2名以上の者を一組として<u>行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督職員にその方法等について確認すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(記録簿の作成)</p> <p><u>第 163 条</u> 受注者は、権利者と<u>面接等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第 25 号）に記載するものとする。</p> <p><u>第 164 条～第 173 条</u> [略]</p> <p>(相談用資料の添付図面の作成方法)</p> <p><u>第 174 条</u> 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、<u>第 172 条</u>の定めるところにより、法第 20 条の事業の認定の要件全てに該当するように</p>
---	--

記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認められる参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。

(1)～(9) [略]

第173条～第186条 [略]

(登記及び権利に関する調査)

第187条 登記所備付け地図の転写は、第53条を、土地の登記記録の調査は、第54条を、権利者の確認調査は、第56条をそれぞれ準用し、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

第188条・第189条 [略]

(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)

第190条 第185条から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票（様式第30号）に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

(1)～(8) [略]

第191条～第199条 [略]

記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認められる参考資料の添付図面を併せて作成するものとする。

(1)～(9) [略]

第175条～第188条 [略]

(登記及び権利に関する調査)

第189条 登記所備付け地図の転写は、第54条を、土地の登記記録の調査は、第55条を、権利者の確認調査は、第57条をそれぞれ準用し、当該地周辺の登記及び権利関係の阻害要因を調査するものとする。

第190条・第191条 [略]

(阻害要因の調査分析及び取りまとめ)

第192条 第187条から前条までの調査における阻害要因を分析の上、阻害要因等特定調査票（様式第30号）に取りまとめ、施設別及び次に掲げる類型別に整理するものとする。

(1)～(8) [略]

第193条～第195条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。